

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その  
日が休日である場合の翌日)

平成7年7月14日

鳥取県知事 西尾邑次

## 一 変更事項

行政書士がその業務に関して受けのことのできる報酬の基準となる額を引き上げること及び理事の定数を変更すること。

## 二 変更事項の施行の日

平成7年7月10日

## 鳥取県告示第五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業彦名地区農道整備、客土、暗きよ排水及び農業用用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成7年7月14日

鳥取県知事 西尾邑次

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し二 縦覧に供する期間  
平成7年7月17日から二十一日間

三 縦覧に供する場所  
米子市役所

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の

## 鳥取県告示第五百五十五号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則を次のとおり変更することを平成七年七月十日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十六条第二項の規定により告示する。

平成7年7月14日 金曜日

## 鳥取県公報

## 鳥取県告示第五百六十六号

翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

平成7年7月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、  
県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小鹿地区農道整備）  
に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条  
第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成7年7月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成7年七月十七日から二十一日間

## 三 縦覧に供する場所

三朝町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の  
翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

平成7年7月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和  
二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成7年7月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百十七号

三朝町が行う土地改良事業（農村総合整備事業今泉地区農業用用排水）の認可申請に  
ついては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九  
五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、  
次のとおり縦覧に供する。

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字ニタ股三一九一の一（次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第五百十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字穴鴨字猿返一三七四の四・一三七四の一〇から一三七四の一二まで・一三七四の一五・一三七四の一六(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第五百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第五百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町金持字朝丸一〇二四の六九・一〇二四の七〇・一〇三〇の一・一〇三〇の一六・一〇三〇の二〇(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

#### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

#### 三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百二十二号  
鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)第十二条第一項の規定

この概要は、登入証紙の小冊から次に記載した順の理由であるので、  
印字する。

平成7年7月14日

鳥取県知事 西 尾 駿 次

小冊の記載の 名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社団法人鳥取県建 築士事務所協会	売地	鳥取市西町1丁目100番地	平成7年大正 11月11日	平成7年大正 11月11日

公 告

ふるさと農道緊急整備事業西伯地区（華翠橋）工事について、公募型指名競争入札を行いうので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成7年7月14日

鳥取県知事 西 尾 駿 次

- 事である。なお、橋脚の地上部の高さは8.4mから9.2mである。
- イ 橋梁架設のための仮設道路を設置する計画であるが、この予定場所に尾高井手土地改良区の管理する尾高井手用排水路があり、これの通水確保を図る必要がある。
- ウ 施工期間中、河川及び用水路が汚濁しないよう汚濁防止対策を行い、注意して施工する必要がある。
- (4) 工事概要
- 橋梁上部工製作・架設 L=156m  
設計荷重：TL-20  
形式：4径間連続非合成鋼桁（封喉性）  
橋長：L=156m  
支間長：38.5m+39.0m+39.0m+38.5m  
幅員：全体=9.25~11.67m  
道路=6.75~8.662m  
車道=5.5~7.412m  
歩道=1.5~1.883m  
斜角：90度  
床版：鉄筋コンクリート床版 1式  
付帯工 1式
- (5) 工期 平成7年8月から平成9年2月28日まで

- 1 工事の概要
- (1) 工事名 ふるさと農道緊急整備事業西伯地区（華翠橋）工事  
(2) 工事場所 日野郡溝口町溝口～宇代  
(3) 工事内容
- ア 本工事は、1級河川日野川を横断し、県営西伯地区広域農道と主要地方道倉吉江府溝口線を結ぶ橋梁上部工 L=156m、W=9.25~11.67mを製作・架設すること。

- (4) 建設業法第3条第1項に規定する営業所が、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、大阪府、兵庫県、香川県、徳島県、愛媛県又は高知県にあること。
- (5) 平成7年7月14日（金）から同年8月21日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。）における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。
- (7) 道路橋における鋼橋上部工事の橋製作から架設工事までの一連の工事（以下「同種工事」という。）として平成2年度以降に元請けとして完成させた施工実績（共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。）があること。
- (8) 当該工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者は監理技術者を専任で配置できること。
- ア 主任技術者には、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3 第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
- イ 監理技術者には、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格証の交付を受けている者
- ウ 昭和60年度以降に、元請けとして同種工事を完成させた鋼橋上部工事の架設工事の現場経験を有する者であること。
- 3 技術資料の作成及び提出
- 技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。
- (1) 技術資料作成要領の交付
- ア 交付期間
- 平成7年7月14日（金）から同月27日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

## (2) 技術資料の提出

## ア 提出期間

平成7年7月14日（金）から同月27日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

## ウ 提出方法

技術資料は、持參の上提出しなければならない。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。  
ふるさと農道緊急整備事業奥日野地区（高架橋）工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成7年7月14日

鳥取県知事 西 尾 岳 次

平成7年7月14日 金曜日

## 鳥取県公報

1 工事の概要	付帯工 1式
(1) 工事名	ふるさと農道緊急整備事業奥日野地区（高架橋）工事
(2) 工事場所	日野郡日南町下石見
(3) 工事内容	<p>ア 本工事は、JR伯備線、1級河川石見川及び町道鍛冶屋市場線を横断し、県営奥日野地区広域農道と主要地方道新見日南線を結ぶ橋梁上部工 L=198m, W=9.25~10.25m を製作・架設する工事である。なお、橋脚の地上部の高さは13.4mから15.6m である。</p> <p>イ 施工期間中、河川及び農業用水が汚濁しないよう汚濁防止対策を行い、注意して施工する必要がある。</p> <p>ウ JR伯備線横断部のA1橋台からP1橋脚までの区間 L=40.0m の橋梁上部工架設工事について、桁架設、床版工、橋面工、塗装工、高欄工及び防護ネット設置工等の施工は、別途西日本旅客鉄道株式会社において行うため、施工計画、工事工程等を調整する必要がある。</p>
(4) 工事概要	<p>橋梁上部工製作 L=198m 橋梁上部工架設 L=158m 設計荷重：B活荷重</p> <p>形式：4径間連続非合成箱桁（普通鋼材塗装仕様）</p> <p>橋長：L=198m 支間長：44.5m+63.0m+45.0m+44.5m 幅員：全体=9.25~10.25m 道路=6.75~7.75m 車道=5.50~6.50m 歩道=1.50m 斜角：90度 床版：鉄筋コンクリート床版 1式</p>
(5) 工期	平成7年8月から平成10年3月10日まで
2 技術資料の提出を求める対象者	技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者を対象とする。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。	
(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。	
(3) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち鋼構造物工事に係るもの有すること。	
(4) 建設業法第3条第1項に規定する営業所が、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、大阪府、兵庫県、香川県、徳島県、愛媛県又は高知県にあること。	
(5) 平成7年7月14日（金）から同年8月21日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。	
(6) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。）における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。	
(7) 道路橋における鋼橋上部工事の桁製作から架設工事までの一連の工事（以下「同種工事」という。）として平成2年度以降に元請けとして完成させた施工実績（共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。）があること。	
(8) 当該工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者は監理技術者を専任で配置できること。	
ア 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3 第2項に規定する一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者	
イ 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理	

技術者資格者証の交付を受けている者。

ウ 昭和60年度以降に、元請<sup>ナ</sup>として同種工事を完成させた鋼橋上部工事の架設工

事の現場経験を有する者であること。

### 3 技術資料の作成及び提出

技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

#### (1) 技術資料作成要領の交付

##### ア 交付期間

平成7年7月14日（金）から同月27日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

#### (2) 技術資料の提出

##### ア 提出期間

平成7年7月14日（金）から同月27日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

##### ウ 提出方法

技術資料は、持参の上提出しなければならない。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、審査し、指名するものとする。

### 4 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。

（2）技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

（3）技術資料その他提出された書類は、返却しない。

（4）工事内容に関する説明会は、行わない。

（5）提出された技術資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。